

## I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は、学説の検討において、ウ説を採用しない理由として「先行者の行為の効果は利用しうるとしてもそのような効果をもたらした行為を利用することはできず、承継の範囲として行為まで含めなければ承継的共同正犯として認められることはできない」と述べているが、そのように主張する根拠は何か。行為の承継とはどのような場合で、行為から生じた効果を利用することとは、どのように異なると考えているのか。
- 10 2. 弁護側は、学説の検討において、イ説を採用する理由として「後行者は関与以前の行為・結果に対して物理的にも心理的にも因果性を有することはな」と述べているが、強盗、恐喝や本件のような詐欺等の場合には、共謀加担前の先行者の行為の効果を利用することによって犯罪の結果について因果関係を持ち、犯罪が成立する場合がありますので、因果性を有することがあると言えるのではないかと。